桜川市教育委員会認定地域クラブ取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、学校部活動に代わりうる活動としてクラブ活動を実施する地域団体等（以下「地域クラブ」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（認定の定義）

第２条 この要綱において、認定とは桜川市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が地域クラブを認定し、認定資格を付与することをいう。

（対象となる地域クラブ）

第３条　認定の対象となる地域クラブは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１）　桜川市立中学校及び義務教育学校後期課程の生徒がスポーツ・文化活動に親しみ、心身の健全育成等の機会となること。

（２）　活動拠点は原則として桜川市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。

（３）　営利目的を主とした運営でないこと。

（４）　持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。

（５）　指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入させること。保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中や保護者による送迎中に事故等にあった場合にも適用を受けることができる内容のものを検討すること。

（６）　規約又は会則を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。

（７）　勝敗に偏った指導にならないように努め、生徒の資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。

（８）　体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、生徒の健康や安全を最優先すること。

（９）　長時間の活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウト、精神の不安定等のリスクが高まることを正しく理解し、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるような「茨城県地域クラブ活動ガイドライン（茨城県教育委員会）」に準じた活動日数及び活動時間を設定すること。

（１０）　生徒の発達段階及び健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容、練習時間、水分補給、休息時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具及び施設の点検、保護者及び関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行う等、生徒の安全確保に万全を期すること。

（認定の申請）

第４条　認定を受けようとする地域クラブの代表者は、あらかじめ、桜川市教育委員会認定地域クラブ申請書（様式第１号）及び桜川市教育委員会認定地域クラブ要件確認書（様式第２号)、規約又は会則（任意様式）及びその他クラブ活動の概要が分かる資料を市教育委員会に提出しなければならない。

２　市教育委員会は、活動の内容を審査するため、前項の規定する提出資料のほか必要な資料の提出を求めることができる。

（認定又は不認定の通知）

第５条　市教育委員会は、認定した場合には、桜川市教育委員会認定地域クラブ決定通知書（様式第３号）を、不認定の場合には、桜川市教育委員会認定地域クラブ申請却下通知書（様式第４号）を当該地域クラブの代表者に交付するものとする。

（認定の有効期間）

第６条　認定の有効期間は、認定を受けた日から、当該年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。

（認定の取消し）

第７条　認定を受けた地域クラブが、第３条に掲げた条件のいずれかに違反し、又はその本来の目的から逸脱していると認められるときは、当該認定を取り消すことができる。市教育委員会は、認定を取り消す場合には、桜川市教育委員会認定地域クラブ認定取消通知書（様式第５号）を当該地域クラブの代表者に交付するものとする。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

桜川市教育委員会認定地域クラブ申請書

桜川市教育委員会教育長　様

1	団体名	
2	代表者名	
3	連絡先	電話番号： 携帯電話番号・スマートフォン番号： メールアドレス：
4	住所	〒
5	団体の HP・SNS 等の URL（任意）	
6	活動種目名	
7	活動内容	
8	募集対象	
9	活動場所 活動時間	
10	月謝、用具費用等の保護者負担	
11	市 HP への貴団体情報掲載の可否（該当するものに〇）	掲載可能　・　掲載不可 市 HP　URL：

桜川市教育委員会認定地域クラブ要件確認書（様式第２号）の要件を満たし、認定地域クラブの承認を申請します。

年（西暦年）　　月　　日

団体名

代表者名

様式第２号（第４条関係）

桜川市教育委員会認定地域クラブ要件確認書

クラブの組織に関すること

□　桜川市立中学校及び義務教育学校後期課程の生徒がスポーツ・文化活動に親しみ、心身の健全育成等の機会となること。

□　活動拠点は原則として桜川市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。

□　営利目的を主とした運営でないこと。

□　持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること

□　規約又は会則を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。

□　指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入させること。保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中や保護者による送迎中に事故等にあった場合にも適用を受けることができる内容のものを検討すること。なお、事故等の責任を桜川市教育委員会が一切負わないことに同意すること。

クラブの活動方針や指導方針に関すること

□　勝敗に偏った指導にならないように努め、生徒の資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。

□　体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、生徒の健康や安全を最優先すること。

□　長時間の活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウト、精神の不安定等のリスクが高まることを正しく理解し、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるような「茨城県地域クラブ活動ガイドライン（茨城県教育委員会）」に準じた活動日数及び活動時間を設定すること。

□　生徒の発達段階及び健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容、練習時間、水分補給、休息時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具及び施設の点検、保護者及び関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行う等、生徒の安全確保に万全を期すること。

様式第３号（第５条関係）

桜川市教育委員会認定地域クラブ決定通知書

第　　号

年（西暦年）　　月　　日

代表　　様

桜川市教育委員会

年（西暦年）　　月　　日に申請のあった、貴団体の認定申請について認定します。

記

１　団体名

２　認定の有効期間　　年（西暦年）３月末日まで

３　留意事項

(1) 活動は、桜川市教育委員会認定地域クラブ申請書（様式第１号）や桜川市教育委員会認定地域クラブ要件確認書（様式第２号）、その他の提出資料に記載された内容に基づき実施すること。活動の内容等を変更しようとする場合は、あらかじめ、桜川市教育委員会の承認を受けること。なお、桜川市教育委員会の職員が活動内容を確認する可能性があるため、対応すること。

(2) 活動を停止する際には、速やかに桜川市教育委員会に連絡すること。

(3) 関係学校から、生徒の活動状況の情報提供等を求められた場合は、対応すること。

(4) 上記の条件や認定要件を満たさない場合又は教育的な活動として不適当な事由が発生した場合には、認定を取り消すことがある。なお、桜川市教育委員会は、認定を取り消すことによって発生する経費については、一切負担しない。

様式第４号（第５条関係）

桜川市教育委員会認定地域クラブ申請却下通知書

第　　号

年（西暦年）　　月　　日

代表　　様

桜川市教育委員会

年（西暦年）　　月　　日に申請のあった、貴団体の認定申請について、下記の理由により認定を見送ります。

記

１　団体名

２　不認定の理由

(1)

様式第５号（第７条関係）

桜川市教育委員会認定地域クラブ認定取消通知書

第　　号

年（西暦年）　　月　　日

代表　　様

桜川市教育委員会

年（西暦年）　　月　　日付け第　　号で決定した、貴団体の認定について、下記の理由により認定を取り消します。

記

１　団体名

２　取消の理由

例：活動を休止するため。

例：桜川市教育委員会認定地域クラブ取扱要綱第３条に違反する行為が認められたため。